

C F T ニュース & 息抜き（7月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2026年6月の気になる問合せ

（1） 会員社である。2点お聞きしたい。

- ① コーヒー粉を製菓店に販売するが、製菓は栄養表示が必要なためコーヒー粉の栄養表示が必要と言われ、関係会社に聞いたところ、コーヒー公取協にあると聞いたのでいただきたい。
- ② 焙煎工場が複数になったので製造所固有記号を取得することとした。一括表示事項の製造場所や販売者等についてどのように記載するか教えて欲しい。

⇒ ①について

コーヒー公取協には、日本食品分析センターに委託して分析したブラジル産アラビカ種及びヴェトナム産カネフォラ種ロブスタの焙煎コーヒー（粉）の分析データがあるので送ります。

②について

当該製品をどのように販売されるのか当方にはわかりませんので、製造所固有記号を取得された場合、御社はメーカーですので、通常の一括表示欄には御社名及び住所、製造所固有記号（記載箇所を明記）などを記載してください。

製造所固有記号を使用すると消費者への応答義務も生じますので対応をお願いいたします。

なお、参考まで消費者庁 Q&A を添付します。（省略）

（2） コーヒー焙煎豆の製造・販売を行っている者だが、昨今流通し始めている、コーヒー生豆精製の過程で果物を用いたインフューズドコーヒーにつ

いて伺いたい。

当方、いちごのインフューズドコーヒーの取り扱いを始めたが、商品の成分表示の原材料欄に、現状は自主的に「コーヒー豆 ※いちごを用いて発酵」という文言を加えているが、取引業者より、「「コーヒー豆、いちご」といった風にいちごが使用されていることを明記すべきではないか」と指摘を受けている。一方で我々としては、いちごを用いていることの説明は必須であるとしつつも、お客様に「本物のいちごの果実そのものがコーヒー豆と一緒にパッケージに入っている」と誤認されることも危惧している。あくまでシンプルなレギュラーコーヒーとしてコーヒー豆を販売したいため、我々としては「コーヒー豆 ※いちごを用いて発酵」といった表現がよいかと考えているが、見解を伺いたい。

⇒ 近年、インフューズドコーヒーについて、全日本コーヒー公正取引協議会（以下「コーヒー公取協」と称す）にいろいろ問合せがありますが、定義が定まっていないため問題が生じたとき、消費者庁にも相談し、対応しています。

コーヒー公取協は、インフューズドコーヒーについて国内において、コーヒー豆を日本酒やワインなどに漬込んだ場合は、「原材料：コーヒー豆、日本酒」や「原材料：コーヒー豆、ワイン」と表示することで消費者庁の諒解を得ています。

問題はコーヒー生豆生産国において、コーヒー生豆精製時にバナナやマンゴーなどの果実を発酵助剤として用いる場合です。輸入商社等のコーヒー生豆販売者が生豆精製時にバナナやマンゴーなどを使用していることを開陳してくれれば、表記も可能でしょうが、不明の場合、表示できません。

コーヒー公取協は、製品名称にレギュラーコーヒーやインスタントコーヒーと称することが可能なのはコーヒー豆100%を原則としているため、海外でインフューズドされたコーヒーは日本のコーヒー焙煎事業者にはその事実がわからず、レギュラーコーヒー名称が使えるものの、国内でインフューズドすればレギュラーコーヒー名称が使えずでは、内外無差別原則に反するとの意見を頂いています。

お問合せのイチゴを使用したインフューズドコーヒーであれば「原材料：コーヒー豆、イチゴ」と表示すべきと考えます。対消費者用として「このコーヒーはコーヒー産地においてイチゴを加工助剤として使用してコーヒー生豆精製を行っています」と包材に記載するか、QRコード利用により情報提供をお願いします。

アレルギー問題からバナナを使用したインフューズドコーヒーを避ける方もいます。いずれにしても、インフューズドコーヒーは何を使用して精製されたかコーヒー販売者は知っておかないと、将来、食の安全問題に巻き込まれかねません。

2. コーヒーを巡るいろんな状況

今年は大規模なエルニーニョ現象が起きると報じられている。CFT 子の最初の職場では毎年気象庁の担当官に当該年の天候のレクチャーを受けた。当時は、赤道付近に強い東向きの風が吹き温かい海水がペルー沖に向かい、ペルー沖の海水温が上昇しアンチョビーが取れなくなるとのことだった。近年はエルニーニョ現象についてかなり異なった見方になっているようだが、ペルー沖の海水温が上りアンチョビーが取れなくなることは変わらない。アンチョビーが取れないと魚粉の価格が高騰し畜産業界や養殖業界に打撃を与える。

コーヒー生産にも大きな影響がある。ペルー沖合の海水温が高くなると大量の雲が発生し、コロンビアなどのコーヒー生産地に必要以上の雨を降らせ、さび病 (Coffee Leaf Rust) が発生し大打撃となる。10年以上前になると思いますが、当時の FNC のルイス・ムニョス CEO はさび病耐性の品種に植え替えているとしていました。確かに近年コロンビアではさび病の大きな被害は聞きません。しかし、中南米のコーヒー生産地にとりさび病は大きな問題であることは変わりません。

先日、某新聞に「霞が関への希望者が増える」との趣旨の記事がありました。正直なところ「本当かな？」と思って読みました。今は霞が関の働き方も改善されてきたようですが、CFT 子の働いていた頃は労働基準法が適用されず (今も) 200時間超えの残業が2か月連続 (残業手当は実績の1割程度しか払われない)、土日祭日休暇なしなどが当たり前でした。法律作業を何度も担当しましたが、身分制社会ですからどれだけ努力しても評価の対象にはなりません。ただ、近年、能力評価しないと仕事が回らず、悪しき身分制社会は徐々に崩れだしてきてはいるようです。

N 経済紙に「豆なしコーヒー」競争点火、なる記事がありました。コーヒー公取協には大豆、玄米、大麦などの国産農産物を焙煎し「大豆コーヒー」などとして販売したいという相談が時々あります。保健所から「コーヒーでない大豆を焙煎してコーヒー」というのは適切な表示でないのではないか、という相談もあります。これらの商品販売者は全て中小の食品事業者です。N 紙にあるような大手食品企業ではありません。記事には「コーヒー豆を使用しないでコーヒーとすることに躊躇する事業者もあり」とありましたが、この考えは正しいと考えます。

日本政府は第 211 回通常国会において 2022 年国際コーヒー協定を批准しており、この第 29 条には「加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努める。」としています。

コーヒー協定は外務省ホームページに掲載されており、SDGs がいわれるおり先進国の日本が途上国産品であるコーヒーについて、「国産大豆」を焙煎しコーヒー名称を使用するのはいかなるものか、という趣旨の説明をしています。

米国系企業は、トランプ氏が大統領に就任すると早々に国際コーヒー機関 (ICO) から脱退しましたから、関係ないのかもしれませんが。ICO は 1962 年に国連が定めた国際コーヒー協定を基に設立されましたが、米国政府が中南米のコーヒー生産者を助けるために設立を進めたものです。SDGs のバッジをつける人を見ますが、どこまで理解して付けているのかと思うことが時々あります。

ただ、これら大手食品企業はコーヒー豆が将来共に入手可能なのかという懸念の下の行動しているのかもしれませんが。異常気象の多発、農業労働力の不足、肥料や農薬の高騰、産地の都市化などを考えると「豆なしコーヒー」というアイデアが出てくることは、それなりに理解できます。

(2026年7月1日記)